

方 法 意 見 書

光洲エコファクトリー横浜ベイ環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に関する横浜市環境影響評価条例第 12 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏

第 1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称：有限会社 光洲産業

代表者：代表取締役 光田栄吉

所在地：神奈川県川崎市高津区久地 548 番地

2 対象事業の名称及び種類

名 称：光洲エコファクトリー横浜ベイ

種 類：廃棄物処理施設の建設(産業廃棄物中間処理施設の新設)

3 事業実施区域

横浜市神奈川区恵比須町 5 番 12

第 2 審査意見

1 全般的事項

光洲エコファクトリー横浜ベイ(以下「本事業」という。)は、有限会社光洲産業が横浜市神奈川区恵比須町 5 番 12 に産業廃棄物処理施設を設置するもので、横浜市環境影響評価条例に規定する対象事業である。

本事業の目的は、主に建設現場から発生するすべての廃棄物に適正な処理を施し、より多くの再資源化・燃料化及び減容・減量化を推し進めることにより、埋立廃棄物の削減と適正処理を両立しようとするものである。

本事業は、百貨店流通センターとして使用されていた既存の建物を一部増改築し、建設系混合廃棄物選別施設、木くず破碎処理施設、がれき類破碎処理施設、廃棄物固形燃料化処理施設、建設汚泥脱水処理施設等を設置して、産業廃棄物の中間処理を行う。

本事業の計画地は、都市計画で定められた工業専用地域にあり、北側には、恵比須運河、南側及び東側は工場や運輸施設、西側には農林水産省の食糧倉庫がある。

なお、事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、次に示す指摘事項に留意して環境影響評価を実施する必要がある。

2 個別的事項

(1) 事業計画

ア 緑化計画の方向性・考え方について準備書に記載すること。

イ 運河側からの景観への配慮について準備書に記載すること。

ウ 工程排水の水質検査を行う項目を準備書に記載するとともに、場内散水に使用する水については、衛生管理上支障がない水質とすること。

(2) 環境影響評価項目

ア 工事中

(ア) 大気汚染

工事用車両の走行に伴う予測については、短期予測も行うこと。

(イ) 騒音

施設設置工事については、既存建物の増改築を伴うので、その工法を明確にし、工事に伴う騒音を考慮して予測を行うこと。

(ウ) 廃棄物・発生土

工事に伴って発生する産業廃棄物について、種類ごとに発生量及び処分方法を明らかにすること。

イ 供用時

(ア) 大気汚染

本事業で行われる建設混合廃棄物の選別や破碎などについて、粉じんの発生状況を既存資料等から予測するとともに、集じん装置の除去効率について準備書に記載すること。

(イ) 水質汚濁

粉じん対策で行う散水によって余水が発生した場合の処理について、準備書に記載すること。

(ウ) 騒音

施設の稼働に伴う騒音については、室内における適切な吸音対策を検討し、予

測・評価を行うこと。

(I) 悪臭

発泡スチロールの溶融処理に伴う悪臭について予測・評価を行うこと。

(オ) 廃棄物・発生土

建設系混合廃棄物の受入れに際し、有害物質を含む廃棄物の混入の確認方法及び混入が確認された場合の対応について準備書に記載すること。

(カ) 地域社会

交通混雑については、搬出入経路が幹線道路に合流する地点において予測評価を行うこと。

(キ) 安全（火災・爆発）

可燃物の保管方法及び保管量について準備書に記載すること。

